

## 町会館（共同利用施設）整備事業費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 市長は、函館空港周辺における航空機騒音による障害の緩和を目的として、市内に所在する町会が管理する町会館に公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「法」という。）第6条に規定する整備を実施しようとする場合および教育施設等騒音防止対策事業補助金交付規則（昭和43年運輸省訓令第23号。以下「規則」という。）第4条に規定する機能回復工事を実施する場合、当該整備等に要する費用を助成するための補助金の交付について、この要綱の定めるところによる。

### （補助金の交付）

第2条 市長が交付する補助金は、市長が当該整備に係る国庫補助金の交付を受け、当該国庫補助金の範囲内で交付する。

### （補助金の交付の対象となる町会館）

第3条 補助金の交付の対象となる町会館は、法第6条に準拠し、次に掲げる表(2)欄の世帯数を利用世帯として、また同表(3)欄の面積以上の延面積を有する施設とする。

(1)種別	(2)世帯数	(3)面積
1種	50世帯以上	80平方メートル
2種	101 "	120 "
3種	351 "	310 "
4種	601 "	500 "

ただし、利用世帯は、航空機騒音の影響を受ける地域で、当該施設を利用できることの可能な世帯とする。

- 2種・3種または4種の施設については、一般住民の学習、保育、休養および集会の、4つの機能を満足する施設内容を持つものに対し、当該補助を行う。
- 1種の施設については、集会の機能を満足する施設内容を持つものに対し、当該補助を行うことができる。
- 町会館の維持、運営および管理にあたっては、町会長は維持、運営および管理規則を定め、補助金交付申請を行うまでに、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規則が町会長より提出された場合、当該事業の趣旨を十分に勘案し、審査しなければならない。

6 当該町会館の建設完了後の維持、運営および管理は、当該町会長が行うものとする。

(資金)

第4条 前条第1項に定める施設を整備しようとする町会長は、整備資金計画を補助金交付申請を行うまでに、市長に提出しなければならない。

2 建築資金のうち、一般住民から徴収する分担金等については、徴収を開始したときから、徴収が終了するまで、市長の求めに応じ、徴収状況を報告しなければならない。

3 徴収状況の報告にあたっては、それを証する書類を添付することとする。

(整備の内容)

第5条 町会館の設計基準および標準仕様については、教育施設等騒音防止工事設計基準(昭和44年3月1日、空管第318号)および騒音防止工事標準仕様書(昭和44年3月1日、空管第320号)によるほか、市長が別に定める。

(補助金の交付の対象となる費用)

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、前条に基づく整備に要する費用であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事費 整備に必要な本工事費(直接工事費、共通仮設費および諸経費をいう。)および工事雑費。

(2) 設計監理費 町会館の整備工事の設計図書を作成。  
当該工事の監理および所有者等が補助金の交付を受けるために必要な経費で、市長が別に定める額とする。

(3) 事務費

(事業者負担額)

第7条 前条の補助金の交付の対象とする経費のうち、事業者負担額は市長が別に定める方法により算出した額とする。

(機能回復工事)

第8条 規則第4条に規定する機能回復工事とは、第3条の規定により補助金の交付対象となり、整備された町会館において、航空機の騒音の軽減および室内の有効な空気調和の確保を図るため設置された空気調和機器の所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回

復を目的とする工事とする。

- 2 機能回復工事の対象となる機器は、当該設備の設置後15年以上経過したもののうち、老朽化により空気調和の機能が著しく低下したことが認められるものとする。

(補助の申し込み)

第9条 施設の整備工事の補助を受けようとする町会長は、申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 利用地域一覧表および利用地域図

(2) 町会館施設を利用する区域の世帯数名簿

(補助予定者の決定)

第10条 市長は、前条の申し込みがあったときは、補助申込書および添付書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、別に定める基準に基づき補助予定者として決定するものとする。

(内定通知)

第11条 市長は、補助予定者と決定した時は、通知書により町会長に対しその旨通知するものとする。

(事業者負担額の通知)

第12条 市長は、第10条の規定により補助予定者に決定した者のうち、第7条の事業者負担額がある者に対しては、その旨および事業者負担額を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第13条 補助予定者の決定通知を受けた町会長は、次の各号に掲げる書類を添えて補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 設計図書、設計内訳書

(3) 収支予算書

(4) 町会館の組織および役員一覧

(5) 町会館管理運営規則等

- 2 機能回復工事においては、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類も提出しなければならない。

(1) 工事費内訳書

(2) 直接工事費内訳書

(3) 確約書

(4) 機能回復工事設置機器調書

(5) 機器の設置について一部を辞退する場合にあっては、設置機器辞

退に関する申し出書

(6) 事業者負担額の納入を確認できる書類(領収書等)

(7) 市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等の通知)

第14条 市長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、当該申請書類および添付書類の内容を審査し、補助金の交付の可否について決定を行い、補助金を交付することと決定したときまたは補助金の交付をしないことと決定したときは、通知書により申請者に対しその旨通知するものとする。

(工事の設計、施工)

第15条 町会館施設整備工事は函館市住宅騒音防止工事設計監理・施工業者指定要綱に準じ、市長が指定した業者(以下「指定業者」という。)が工事の設計監理ならびに施工するものとする。

(工事の内容等の変更)

第16条 補助金の交付決定通知を受けた町会長(以下「補助決定者」という。)が、当該通知を受けた後に行う工事に係る内容等の変更で、次の各号に掲げる変更はできないものとする。

ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 機能回復工事における工事対象室の変更

(2) 工事設計の大幅な変更

(3) 30日以上工期の変更

(4) その他工事内容の著しい変更

(事業者負担額の変更通知)

第17条 市長は、前条の規定による工事内容変更承認申請があったときは、申請書類の内容を審査し、変更承認の可否について決定を行い、その決定内容および当該変更承認にともない第7条の事業者負担額に変更がある場合はその額について、通知書により申請者に対し通知するものとする。

(整備事業着手届および完了届)

第18条 補助決定者は、整備事業に着手したときは整備事業着手届(機能回復工事にあつては工事着手届)を、整備事業を完了したときは整備事業完了届(機能回復工事にあつては工事完了届)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の完了届には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 仕様材料等一覧表

(2) 設備機器取付調整済確認証

( 検査 )

第19条 市長は，前条第1項の完了届を受理したときは，補助決定者および施工業者（設計を必要とする工事の場合にあっては，これらの者および設計監理業者）の立ち会いのもとに完成検査を行うものとする。

2 市長は，前項の完成検査のほか必要と認めるときは，中間検査を行うものとする。

( 完成検査合格通知 )

第20条 市長は，完成検査の結果，合格と認めたときは通知書により補助決定者に対し通知するものとする。

( 実績報告 )

第21条 完成検査の合格通知を受けた補助決定者は，指定する期日までに次の各号に掲げる書類を添えて，実績報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 工事概要書

(3) 設計を必要とする工事の場合にあっては，工事施工確認書

(4) 工事行程写真

(5) 市長が必要と認める書類

( 補助金額の確定金額 )

第22条 市長は，前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは，その内容を審査し，交付すべき補助金の額の確定を行い，通知書により補助決定者に対し通知するものとする。

( 補助金の請求 )

第23条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助決定者は，指定する期日までに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の補助金交付請求書を受けたときは，速やかに補助金を交付するものとする。

( 処分の制限 )

第24条 町会長は，整備された町会館を補助金の交付の目的に反して使用し，また，市長の承認を受けないで，譲渡し，交換し，貸し付けまたは担保に供してはならない。

( 維持，管理および運営状況の報告 )

第25条 町会長は，毎年4月30日までに，前年度の施設の運営状況等について，市長に報告しなければならない。

( 細 則 )

第26条 この要綱および関係法令に定めるもののほか，補助金の交付に関し，必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この要綱は，平成9年9月1日から適用する。